

発議第1号

令和2年3月19日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

提出者 幕別町議会議員 千葉 幹雄

賛成者 幕別町議会議員 若山 和幸

地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項
の指定

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

発議第1号

地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任による専決処分事項を次のとおり指定する。

- 1 1件100万円以下の法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定、和解及び調停に関すること。
- 2 町が管理する公営住宅の明渡し請求、家賃請求等公営住宅の管理に伴い必要とする訴えの提起（支払いを請求する額が1件140万円以下のものに限る。）、和解及び調停に関すること。
- 3 前項を除き、1件140万円以下の町の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 4 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の10分の1を超えない範囲内において変更すること。ただし、その額が500万円を超えるものを除く。